

令和2年2月18日

福津市議会

議長 江上 隆行 様

建設環境委員会

委員長 蒲生 守

## 建設環境委員会報告書

令和元年第7回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 調査事項

- (1) 土地利用について
- (2) ため池の整備状況について

#### 2. 期日

令和2年1月15日(水)

#### 3. 調査にあたって

- (1) 土地利用について  
都市計画法に基づき、都市計画区域及び土地利用の手続き・要綱について調査した。
- (2) ため池の整備状況について  
ため池の安全基準及び改修基準について調査を行った。

#### 4. 調査結果

- (1) 土地利用について

福津市には「福岡広域都市計画区域」と「津屋崎都市計画区域」の2つの都市計画区域が指定されている。福岡広域都市計画区域は福岡市を中心に成長がしばらく続くとの予想から市街地拡大の可能性が高く、土地利用需要に対してコントロールの必要性が高いものと判断される。津屋崎都市計画区域は都市計画区域内の

人口が少なく、市街地の連担性・集積度が低いため、区域区分を定めていない。

区域区分とは市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることである。市街化区域では用途地域を定め、都市計画道路や都市計画公園などの整備を行う。市街化調整区域は原則、土地利用を制限した地域であり用途地域を定めない地域となっている。用途地域は土地利用の現状や動向および将来の土地利用の方向を踏まえて、それぞれの地域における土地利用に対して、用途・形態・密度の分配等に関する一定の規制を定め、良好な市街地の形成と居住・商業・工業等の諸機能の適切な配置を誘導しようとするものである。

福津市は 13 種類ある用途地域のうち 8 種類の用途地域を指定し土地利用の誘導を図っている。市は現在、津屋崎都市計画区域内の用途地域を指定していない地域及び準都市計画の地域について特定用途制限地域の指定を進めている。また福間漁港周辺で地域の活力となるにぎわいのあるまちづくりを目指し地区計画の指定を計画している。都市計画道路については未完成の道路があり、今後は福岡県の指導のもと見直す時期となっていることから、市としては現在の都市計画道路について路線ごとに問題点を調査して来年度取り組んでいくこととしている。

## (2) ため池の整備状況について

福津市には農業用ため池が 115 ヲ所あり、ため池の点検は地元が行っている。ため池改修事業化は、地元の要望（漏水通報等）により現地調査・県との協議・法手続きを経て事業化を行う。改修の判定は①堤体等からの漏水の有無②堤体のクラック及び変形③堤体の余裕高不足④堤体断面形の変状⑤洪水吐の機能低下又は通水断面不足⑥取水施設の機能低下などである。事業採択要件は受益戸数 2 戸以上、受益面積 2 ha 以上、堤体が決壊の恐れがある場合である。底地所有者が個人・共有惣代の場合は市に名義変更することになっている。事業費に対する市の負担割合は、調査測量 50%、工事 20%となっている。県のモデル事業として、ため池 3 ヲ所に監視システムを設置している。このシステムはカメラと水位計を設置し、異常水位になれば管理者にメール配信が行われる。管理者が現地に行かなくても監視できるシステムとなっている。

## 5. 委員会としての意見

### (1) 土地利用について

市街化調整区域について、開発指導要綱の中で行政指導の内容や文言の見直しをすべきである。また都市計画道路については建設が困難であると認識しているものは、早期に計画から外し有効活用を検討すべきと考える。

福間漁港周辺は観光交流ゾーンと位置づけており、観光交流施設の誘致促進を早急に進めていくべきである。また津屋崎地区の海岸線も観光資源として、今後どのように活用していくか早急に検討すること。

(2) ため池の整備状況について

ため池の施設点検や草刈り等の管理は、基本的に地元が行っているが、地域の方々の高齢化や後継者不足のため管理が不十分なため池がある。市は早急に状況を把握し管理方針を明確に定めるべきである。県のモデル事業で管理システムを設置しているが、今後は災害時に人家等に被害を与える恐れのあるため池については管理システムを設置すべきであると考えます。